

ATTによる地方電話運営会社の支配過程

山口一臣

一序

アメリカ電話事業の中心的存在であるベル・システムは、ATTを中心に、WE社、ベル電話研究所および地方電話運営会社の四つの機関で構成されていた。このうちATTは、親会社としてベル・システム全体の事業方針決定と各機関に対する業務運営上の支援を行い、また、ベル・システム電話運営会社相互間、ベル系電話会社と独立系電話会社間、および国際通話接続に必要な長距離回線サービスを提供していた。WE社は、ベル・システムの機器の製造と供給を行い、その株式の一〇〇％はATTの所有であった。ベル電話研究所は、研究・開発を担当し、ATTとWE社がそれぞれ半額づつ出資、また二四の地方電話運営会社は、各営業地区の顧客へのサービス提供に当たっていた。従来ATTは、この二四の電話運営会社のうち、二二社の株式の大部分を所有するほか、サザン・ニューイングランド電話会社とシンシナチ・ベル電話会社の株式の一部を保有していたが、一九八二年八月、第三次反トラスト訴訟における司法省・ATT間の同意審決成立により、ATTは地方電話運営会社の株式を殆どすべて一九八四年一月までに手放すことになった。⁽¹⁾

ATTによる地方電話運営会社の支配過程

ATTによる地方電話運営会社の支配過程

この今世紀最大の企業分割がなぜ実施され、それが、各地方電話運営会社の経営にいかなる影響を与えたかを解明することは、アメリカ電話事業に関する重要な研究課題の一つである。⁽²⁾しかし、本稿の主たる関心は、それらを正しく理解するための前提として、ATT(同社が設立された一九〇〇年までは、一八七七年設立のATT前身会社 Bell Telephone Co. および一八八〇年設立の American Bell Telephone Co.) による地方電話運営会社の支配過程を明らかにすることにある。そこで以下、①ATTと地方電話運営会社との関係の中核をなすと思われるライセンス契約の内容、②第二次大戦前までにおけるベル系電話運営会社の概要、③そして、現在もなおATTが少数持株支配を続けているサザン・ニューイングランド電話会社の形成・発展の事例について、順次検討していくことにする。

(1) 関 秀夫 『巨人AT&Tの全貌と戦略——世界一の電話会社、情報産業へ』官業労働研究所、昭和五八年、三四—八六頁。

(2) 拙稿「アメリカ電話事業における政府規制の新展開とベル・システムの対応」、成城大学『経済研究』第八四号。

関 秀夫 『AT&Tの地球戦略——急展開する世界情報通信産業』ダイヤモンド社、昭和六一年、四九—九九頁。

二 ライセンス契約にもとづくATTと地方電話運営会社の関係

(1) ライセンス契約の発展段階

ATTと地方電話運営会社との間を結びつけているライセンス契約は、ベル・システムの発展にとって極めて重要な意味をもつ。それは、初期には、親会社の主要な収益源泉であったばかりでなく、地方電話会社を支配す

る基盤でもあった。現在のライセンス契約は、ベル・システムの特許によってカバーされている電話器具の使用と、地方電話会社に対する親会社のサービス提供を規定している。A T Tは、後に詳しく見るように、多数株式所有によって地方電話運営会社の二社を除く殆どすべてを支配していたが、ライセンス契約の重要性は、それが電話料金を規定するという視点からいえば、親会社によって提供されるサービスに対する子会社の支払が合理的であるか否かということである。これに関して最高裁は、一九三〇年二月末のスマス対イリノイ・ベル電話会社訴訟において、地方電話会社に対するサービスの価値ではなく、ライセンス契約によってカバーされるサービスを提供するA T Tのコストこそが、問題となる金額の正しい尺度であると規定した。このライセンス契約は、ベルの基本特許が有効であった一八九三・九四年までの間に親会社が発行したオリジナル・コントラクトに源を発し、それは次の四つの段階を経て今日に至っている。⁽¹⁾

①短期ライセンス (Temporary Licenses. 一八七七年—一八八一年)

最初のライセンス契約は、代理協約 (agency agreement) であった。この協約によって、個人または地方電話会社は、認可された営業区域内で親会社の定めた料金による電話機の賃借権を得た。そして、地方の免許会社は、電話線を敷設し、電話機の賃貸料 (rental) と特許使用料 (royalty) を電話利用者からとり、その中から所要経費を差引いて残額を親会社に納入することになっていた。一八七九年一月までに、ベル・テレフォン社 (A T Tの前身会社) は一八五の地方電話会社とこの契約を結び、それによって、一、二の例外を除く当時のアメリカ主要都市の殆どの電話事業を支配したのである。このライセンスの有効期間は五年で、ライセンスの失効後は、実際コストをこえる合理的な価格で電話機を買戻す権利が地方電話会社に留保されていた。

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

②長期ライセンス (Permanent Licenses. 一八八一年—一九一八年)

短期ライセンスでは期間が限定されており、また電話機の買戻し権が残存していた関係から、ベル社側にとつては、事業の推進に地方資本を活用するというメリットを有していたが、地方電話会社には、電話事業の発展に十分な投資ができないという不満があった。このため一八八一年より、次の諸事項を内容とする長期ライセンス契約が採用されるようになった。

①親会社は、地方電話会社の普通株三〇—五〇% (通常は三五%の、いわゆるフランチャイズ・ストック) を取得できる。さらに、株式資本の追加発行においては、費用もなく同じ割合の株式を取得する権利を持つ。

②親会社の同意なしには、地方電話会社は資金を調達できない。

③地方電話会社の事業拡大および事業発展のために必要とする資金は、株式の発行によって賄い、事業収益をこれに使用してはならない。

④親会社は、地方電話会社の取締役会および経営執行委員会に代表を送りこむ。

⑤親会社の要求にしたがって、地方電話会社は事業の運営について報告する。

以上によって、親会社は、特にフランチャイズ・ストックの取得を通じ地方電話運営会社との資本的つながりを深め、その支配力を強化することが可能となったのである。

③一九一八年におけるライセンス契約の改訂 (the "Restatement" of 1918)

一九〇八年にはじまった電話料金論争において、ライセンス契約による地方電話会社の親会社への支払い額が電話料金を高くするという議論が、規制当局および法廷において問題とされるようになった。また、地方電話会

社の親会社への支払い義務が規定されているのに、親会社の義務に関して公式の規定がないことに対する不満も指摘された。一方、A T T内部でも一九一四年頃から、同社の General Departments が行う施設 (plant) ・運用 (traffic) ・営業 (commercial) のほか、会計・法律・広報・技術などに関する助言と勧告といった、親会社が地方電話会社に慣習的に提供しているサービス便益について、ライセンス契約の中で規定したほうが良いという意見が有力になってきた。そこで、一九一八年にライセンス契約の改訂が行われたが、その主たる内容は、①それまでのライセンス契約に、ゼネラル・スタッフ的サービスの条項を追加する、②それまでのライセンス料 (License fee) の計算方法を改め、電話機一台当りいくらという賃貸料から、地方電話会社の総収入に対し四・五%を徴収することにするというものであった。但し、このうち後者については、既に一九〇二年以降、サザン・ニューイングランド電話会社等で実施されていた方式をそのまま取入れたものである。

④ 地方電話会社に対する電話機の売却 (sale of the telephone instruments to the licensees. 一九二七年)

その後、地方電話会社の総収入に対し四・五%のライセンス料はあまりにも高すぎるといふ批判があったため、一九二六年に四%に引下げ、一九二七年一二月末、それをさらに二%に引下げた。また同時に、これまでの高いライセンス料の中でもかなりの部分を占めていた電話のレンタル料にかわって、A T Tは今まで賃貸していた電話機を売却することにした。これによって、A T Tが受取った総額は三、八五七万ドル、そのうち地方電話会社は大部分の三、八一八万ドルを支払った。一九二七年の電話機売却以後、ライセンス契約のレンタル規定は廃棄され、また一九二八年にライセンス料の歩合は一・五%、一九四八年以降は一%となった。

なお、ライセンス契約の約款によって、地方電話会社はサブライセンス (sublicense) を営業区域内の独立系電

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

話会社にも与えることができたが、その内容はライセンス契約と同様のものであった。このサブライセンスによって、独立系電話会社はベル系機器の使用とベル系回線への接続が許され、かくしてこれらの会社は、ベル系の接続会社 (connecting company) となった。したがって、ベル系の地方電話会社と独立系会社との協約であるサブライセンスは、A T Tの支配力の拡大策の一つということができが、ただし現在のライセンス契約の下では、サブライセンスよりむしろ、地方電話会社が接続会社の株式を保有することのほうがより重要視されるようになって⁽²⁾いる。

(2) A T Tの収益構成の変化

図表IとIIを対比することによって、アメリカン・ベル社(一八八〇年設立のA T T前身会社)とA T Tの収益構成の変化を知ることができる。すなわち、一八八〇年五月から一八八六年末までのレンタルおよびライセンス料は、ベル社時代の収益の主要源泉で、その金額は七七七万四、〇〇〇ドル、総収益一、一〇〇万ドルの七〇%以上を占めていた。この期間の配当収益は二五〇万ドルで、それは、短期ライセンスが長期ライセンスにかわった時、地方電話会社からフランチャイズ・ストックとして得た株式に対する収益であった。A T Tが、アメリカン・ベル社の長距離部門子会社として設立されたのは、一八八五年のことであったが、この期の長距離部門からの収益は相対的に小さく、それは、その他の収益の中に含まれていた。次いで一八八七年から一八九九年までの期間には、配当収益が二、三九〇万ドルで主要源泉となり、総収益五、六〇九万ドルの四二・六一%を占め、一方、レンタルおよびライセンス料は二、三八五万ドルで総収益の四二・五三%となった。長距離部門からの収益は四一六万ドルとなり、総収益の七・四三%であった。この期に配当収益が急激に増加したのは、一八九三・九四年の

図表 I アメリカン・ベル社の収益構成 (1880—1899年)

収益源泉	1880—1886年		1887—1899年		1880—1899年	
	金額(ドル)	%	金額(ドル)	%	金額(ドル)	%
配当	2,531,164	22.99	23,900,971	42.61	26,432,135	39.39
利子	195,199	1.77	2,078,669	3.70	2,273,868	3.39
器具レンタル・ ライセンス料	7,774,468	70.61	23,854,557	42.53	31,629,025	47.14
長距離ライン 収益	—	—	4,166,391	7.43	4,166,391	6.21
その他	510,004	4.63	2,090,434	3.73	2,600,438	3.87
計	11,010,835	100.00	56,091,022	100.00	67,101,857	100.00

(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 495.

図表 II ATTの収益構成 (1900—1935年)

収益源泉	1900—1927年		1928—1935年		1900—1935年	
	金額(ドル)	%	金額(ドル)	%	金額(ドル)	%
配当	906,791,424	53.00	1,060,348,710	68.44	1,967,140,134	60.34
利子	195,805,604	11.44	157,074,862	10.14	352,880,466	10.82
器具レンタル・ ライセンス料	356,017,714	20.81	122,041,238	7.88	478,058,952	14.66
長距離ライン 収益	246,868,005	14.43	202,506,033	13.07	449,374,038	13.78
その他	5,491,323	.32	7,367,424	.47	12,858,747	.40
計	1,710,974,070	100.00	1,549,338,267	100.00	3,260,312,337	100.00

(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 495.

ベル基本特許満了前後に、アメリカン・ベル社が持分を増大することによって、地方電話会社の株式支配を強化する方針をすすめたことによる。他方、レンタルやライセンス料が配当ほど増加しなかったのは、特許満了以後、電話器具のレンタル料が引下げられたからである。⁽³⁾

図表 II によって、ATT は一九〇〇—一九三五年までの三六年間に、配当収益総額一九

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

億六、七〇〇万ドルをあげ、総収益三億六、〇〇〇万ドルの六〇・三四％とし、レンタルおよびライセンス料は四、七八〇万ドルで一四・六六％、長距離部門収益は四、四九〇万ドルで一三・七八％、また利子収益は三、五三〇万ドルで総収益の一〇・八二％としたことが明らかである。すなわち、ほぼ七〇％が地方電話会社に対する投資からの収益を示していた。一八八〇—一九〇〇年までの二二年間と比較すると、ライセンス料にかわって配当収益が主要な収益源泉となり、長距離部門収益や利子収益も次第に重要となってきたことを知ることができ。事実、レンタルおよびライセンス料は一九二七年の三、四〇〇万ドル（総収益の一三・八六％）をピークに以後急激に減少し、一九二八年には一、九〇〇万ドル、一九三四年一、一九〇万ドル、一九三五年一、三八〇万ドルであった。これによって、この時期にA T Tは、単なる特許保有会社から特許保有および持株会社へとその経営形態を大きく転換させ、地方電話会社に対する株式所有による支配機構を形成したばかりでなく、特許（電話機賃貸料・特許使用料）から独立した利潤源（株式配当）を確保したのである。⁽⁴⁾

(1) Federal Communications Commission, *Investigation of the Telephone Industry in the United States*, Government Printing, 1939, pp. 18—19, 149—153, 580—581. 来海清・中島彰三『アメリカ電話事業論』東京出版センター、昭和四二年、六二—六七頁。

(2) F. C. C. report, *op. cit.*, pp. 153—155. なお、長距離部門は別会社というよりA T Tの一部門であるので、法律的にA T Tと契約を結ぶことはできない。しかし、ゼネラル部門と長距離部門の間で、ベル電話会社が享受しているものと同様のサービスを受けることができるとする取決めがなされ、長距離部門も、総収益の一定比率をゼネラル部門によって徴収されている。

(3) *Ibid.*, pp. 494—495.

(4) *Ibid.*, pp. 495—496.

三 ベル系地方電話運営会社の発展

(1) 一九三五年次におけるベル系地方電話会社の概要

図表Ⅱは、第二次大戦前の一九三五年におけるベル系地方電話会社二一社の各営業区域とその人口、電話機数、電話収益等を示したものである。これによって、ベル系地方電話会社は、同年末までに全米約三〇〇万平方マイル地区の一億二、七〇〇万の人々に電話サービスを提供し、電話機総数は約一、三五八万台、人口一〇〇人当りの平均電話機数は一〇・六七台であったことが明らかである。また、その年の電話総収益は八億六、九六〇万ドル、電話機一台当りの平均収益は六四ドルであった。⁽¹⁾ 図表ⅣとⅤは、一八九三年と一九三五年における各地方電話会社の営業テリトリーを対比したものであるが、これによって、電話業務を州中心に再編成するという規制当局からの圧力があつたため(但し、山岳部はこの原則に反した)、各地区で分割と統合が積極的に推進されたことを知ることができる。例えば、前者の事例としては、Central Union Telephone Co. が各州公益委員会の要請もあつて、一九二〇年までに Illinois Bell Telephone Co.、Indiana Bell Telephone Co.、The Ohio Bell Telephone Co. の三社に分割され、また The Pacific Telephone & Telegraph Co. の場合には、Bell Telephone Co. of Nevada と Southern California Telephone Co. の二社に分割されたが、ハンフックス社にその支配権は留保されていた。後者の統合の最も典型的な事例としては、図表Ⅵに示した New York Telephone Co. があるが、他方、山岳部の Southwestern Telephone and Telegraph Co. をあつては、不活発な州に平等な電話

A T T による地方電話運営会社の支配過程

話機数、電話収益 (1935年)

営業範囲 (平方マイル)	営業人口	平均電話機数		電話総収益(ドル)		電話機一 台当り 平均収益 (ドル)
		総 計	人口100 人当り	総 計	人口100 人当り	
57,160	6,721,000	1,126,053	16.75	68,031,596	1,012	60.42
4,780	1,628,000	299,626	18.40	15,687,402	964	52.36
47,690	13,135,000	2,294,334	17.47	189,753,056	1,445	82.71
7,510	4,240,000	615,291	14.51	42,501,052	1,002	69.07
44,830	9,970,000	1,055,406	10.59	61,145,634	613	57.94
1,965	245,000	33,011	13.47	1,929,871	788	58.46
}	535,000	195,247	36.49	10,071,470	1,883	51.58
	1,680,000	208,513	12.41	13,295,252	791	63.76
	74,280	2,504,000	147,513	5.89	8,100,847	324
	1,815,000	103,208	5.69	5,399,588	297	52.32
416,530	21,960,000	890,902	4.06	52,753,981	240	59.21
39,390	6,140,000	561,847	9.15	35,843,003	584	63.79
3,580	993,000	152,351	15.34	8,892,116	895	58.37
57,780	5,000,000	518,422	10.37	32,790,936	656	63.25
34,120	2,981,000	179,295	6.01	10,792,341	362	60.19
54,960	3,060,000	316,881	10.36	15,320,102	501	48.35
55,850	7,942,000	1,207,372	15.20	76,396,980	962	63.28
360,300	8,012,000	578,904	7.23	30,271,187	378	52.29
535,020	16,306,000	1,208,809	7.41	73,874,679	453	61.11
731,150	3,749,000	398,055	10.62	20,418,620	545	51.30
446,880	8,684,000	1,493,525	17.20	96,360,214	1,110	64.52
2,973,775	127,300,000	13,584,565	10.67	869,629,927	683	64.02

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

図表Ⅲ ベル系電話会社の各営業区域とその人口、電

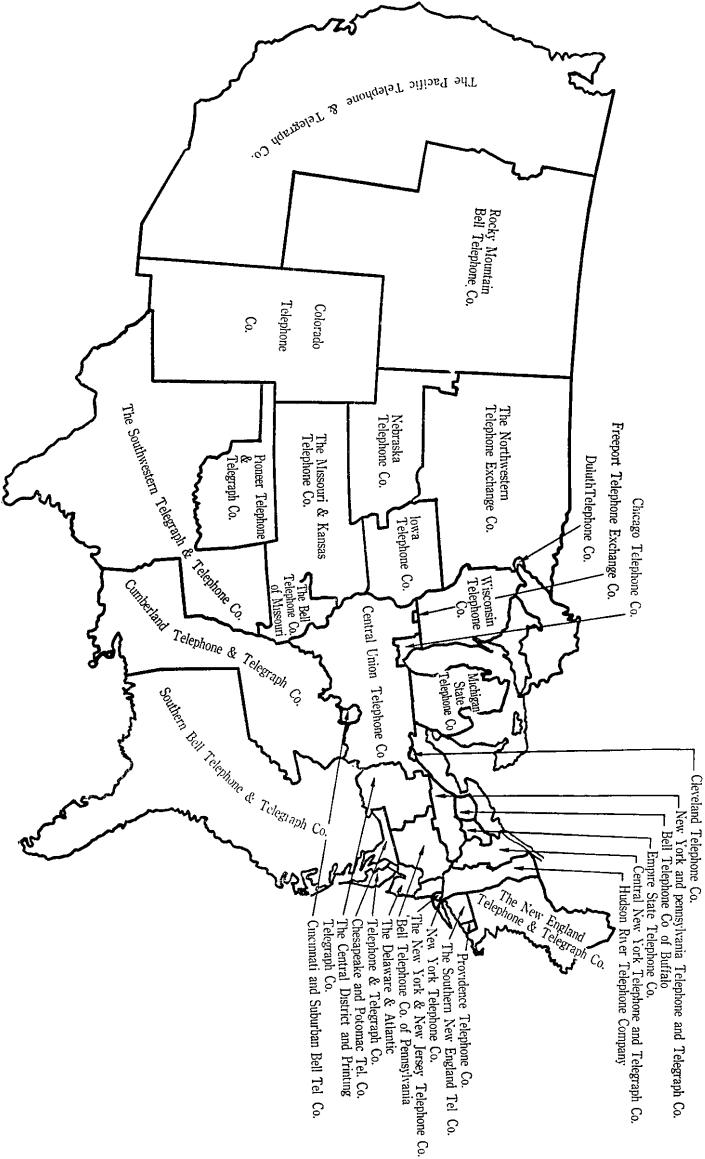
A T T による地方電話運営会社の支配過程

	会 社 名	営 業 区 域
1	New England Telephone & Telegraph Co.	Maine, Massachusetts, New Hampshire, Rhode Island, and Vermont.
2	The Southern New England Telephone Co.	Connecticut.
3	New York Telephone Co.	New York and a small part of Connecticut.
4	New Jersey Bell Telephone Co.	New Jersey.
5	The Bell Telephone Co. of Pennsylvania.	Pennsylvania.
6	The Diamond State Telephone Co.	Delaware.
7	The Chesapeake & Potomac Telephone Co.	District of Columbia.
8	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of Baltimore City.	Maryland.
9	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of Virginia.	Virginia.
10	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of West Virginia.	West Virginia,
11	Southern Bell Telephone & Telegraph Co.	Alabama, Florida, Georgia, Kentucky, Louisiana, Mississippi, North Carolina, South Carolina, and Tennessee.
12	The Ohio Bell Telephone Co.	Ohio.
13	The Cincinnati & Suburban Bell Telephone Co.	Cincinnati, Ohio, and Vicinity.
14	Michigan Bell Telephone Co.	Michigan and a small part of Wisconsin.
15	Indiana Bell Telephone Co.	Indiana.
16	Wisconsin Telephone Co.	Wisconsin.
17	Illinois Bell Telephone Co.	Illinois and a small part of Indiana.
18	Northwestern Bell Telephone Co.	Iowa, Minnesota, Nebraska, North Dakota, and South Dakota.
19	Southwestern Bell Telephone Co.	Arkansas, Kansas, Missouri, Oklahoma, Texas, and a small part of Illinois.
20	The Mountain States Telephone & Telegraph Co.	Arizona, Colorado, Idaho, Montana, New Mexico, Utah, Wyoming, and a small part of Texas.
21	The Pacific Telephone & Telegraph Co. (System)	California, Nevada, Oregon, Washington, and a small part of Idaho.
	総	計

(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, pp. 68—69.

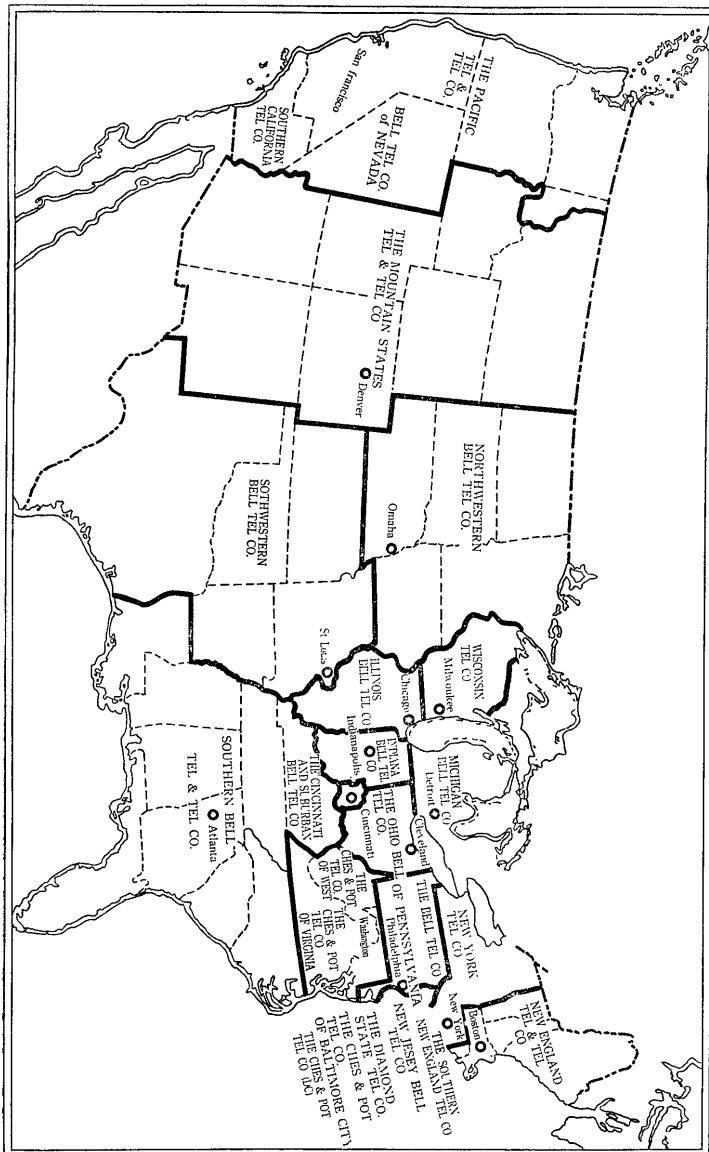
AT&Tによる地方電話運営会社の支配範囲

図表IV ベル系電話会社の営業エリア (1893年)



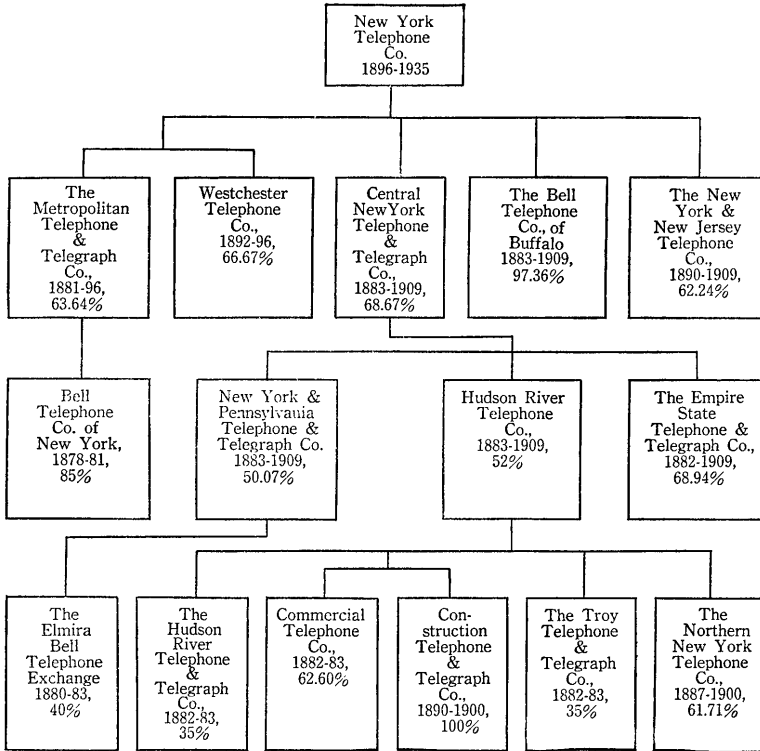
(出所) Robert W. Garnet, *op. cit.*, p. 147.

図表V ベル系電話会社の営業 territory (1935年)



(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 67.
 ATTによる地方電話運営会社の支配過程

図表VI ニューヨーク電話会社とその先行会社



A T T による地方電話運営会社の支配過程

- 注 (1) 年時は、ATT または、その先行会社が普通株式を保持した期間を示す。
 (2) %は、ATT またはその先行会社による普通株式の所有程度を示す。
 (出所) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 23.

サービスを提供するため、テキサス、アーカンサス、オクラホマ、ミズーリ、カンサスなど複数の州に及ぶ統合が行われた。⁽²⁾

図表VIIとVIIIは、一九三五年二月三一日における各ベル系地方電話会社別の資産構成と資本構成を示したものである。先ず資産側についていえば、ベル系地方電話会社二一社の資産合計は三億三、〇〇〇万ドル、そのうち New York Telephone Co. が最高の六億五七〇万ドルで全体の一八・七五%を占め、以下

The Pacific Telephone & Telegraph Co.' Southwestern Bell Telephone Co. と続き、最低の資産会社は The Diamond State Telephone Co. の七四〇万ドルで、それは全体の〇・二三%であった。資産のうち、ほぼ九〇%が電話施設・器具で占められており、減価償却引当金はその控除項目とされていた。また、一九三五年次におけるベル系地方電話会社の資本構成については、その約六八%が株式資本によって占められ、同年の年次報告書によれば、普通株二〇億二、六〇〇万ドルの九三%に当る一八億九、五〇〇万ドルが、A T T によって保持されていたことである。A T T からの前渡金一億一、六〇〇万ドルも、いづれ同社に対する普通株に転換されるものである。かくして、ベル系地方電話会社は借入金が少く、株式中心の資本構成であったが、その大部分を既にA T T によって所有支配されていたことが明らかである。⁽³⁾

(2) A T T による地方電話運営会社の支配権の獲得

ベル利害関係者たちの主たる関心は、電話に関する基本特許の商業的利用にあった。このため、彼らは、一八七七年から地方の会社や個人と短期ライセンス契約 (short-term license contract) を結び、電話器具を賃貸しする政策を採用した。この方法は、既述のごとく、一八八一年から長期ライセンス契約 (Permanent license contract) に切替えられ、その見返りとして、各地方の免許会社はベル社に対し、株式資本の三〇―五〇% (通常は三五%) をフランチャイズ・ストックとして提供することとなった。アメリカン・ベル社が、長期ライセンスと引換えにフランチャイズ・ストックを受取ったことは、地方電話運営会社の支配株式を獲得する重要な第一歩となったが、同社はさらに、次のごときステップで、その所有株式数を増加させていった。①株式による免許会社の買収と、

A T T による地方電話運営会社の支配過程

資 産 構 成 (1935年12月31日)

(単位：ドル)

器 具	関係会社 投 資	その他の 固定資産	減債基金	流 動 資 産		繰延資産
				現金・預金	その他の 流動資産	
純帳簿価格						
230,525,945	1,331,894	5,007,517	—	1,562,339	10,457,957	4,405,564
61,504,596	—	881,541	—	729,724	2,473,268	213,625
525,288,847	28,389,738	15,288,264	806,603	5,272,501	28,677,016	1,983,145
149,743,552	—	7,869,871	—	874,659	6,313,069	554,735
244,682,716	—	3,136,172	1,368,066	1,583,037	9,100,415	2,928,789
6,874,247	—	180,369	—	38,404	286,248	35,590
27,884,475	—	45,019	—	124,451	1,691,024	176,406
37,434,356	—	56,130	—	164,623	1,634,697	236,518
27,788,705	—	255,594	143,757	160,648	1,180,425	209,688
20,393,753	—	103,982	—	117,017	741,439	75,777
178,821,295	750,792	3,107,047	500,000	11,371,383	8,260,195	1,277,091
140,033,386	156,350	3,975,776	—	2,697,939	5,767,235	1,130,846
27,613,684	32,937	156,346	—	5,645,991	1,111,914	56,676
139,215,866	—	1,920,489	53,584	361,538	5,483,914	287,591
40,384,098	187,094	1,462,597	—	144,998	2,222,083	118,725
52,813,062	—	384,873	—	1,508,601	2,343,820	78,744
214,878,574	1,976,243	2,078,942	—	9,098,986	11,365,691	723,066
95,135,176	13,480,430	641,758	—	588,697	4,307,401	430,374
249,625,703	4,357,978	9,214,853	250,000	54,268,058	10,000,065	3,907,261
67,535,905	63,855	315,892	—	661,480	2,950,794	265,229
325,464,908	13,375	3,554,095	373,372	2,289,386	13,093,117	4,720,645
2,863,642,849	50,740,686	59,637,127	3,495,382	99,264,460	129,461,787	23,816,085
88.65	1.57	1.85	0.11	3.07	4.01	0.74

A T T による地方電話運営会社の支配過程

図表VII ベル系電話会社の

A T T による地方電話運営会社の支配過程

	会社名	資産合計		電話施設・	
		金額	%	帳簿価格	減価償却引当金
1	New England Telephone & Telegraph Co.	253,291,216	7.84	306,439,884	75,913,939
2	The Southern New England Telephone Co.	65,802,754	2.04	79,221,865	17,717,269
3	New York Telephone Co.	605,706,114	18.75	754,444,448	229,155,601
4	New Jersey Bell Telephone Co.	165,355,886	5.12	197,224,493	47,480,941
5	The Bell Telephone Co. of Pennsylvania.	262,799,195	8.14	310,053,595	65,370,879
6	The Diamond State Telephone Co.	7,414,858	.23	8,395,504	1,521,257
7	The Chesapeake & Potomac Telephone Co.	29,921,375	.93	37,564,359	9,679,884
8	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of Baltimore City.	39,526,324	1.22	50,037,385	12,603,029
9	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of Virginia.	29,738,817	.92	33,541,144	5,752,439
10	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of West Virginia.	21,431,968	.66	24,752,281	4,258,528
11	Southern Bell Telephone & Telegraph Co.	204,087,803	6.32	234,571,223	55,749,928
12	The Ohio Bell Telephone Co.	153,761,532	4.76	169,043,814	29,010,428
13	The Cincinnati & Suburban Bell Telephone Co.	34,617,548	1.07	39,515,900	11,902,216
14	Michigan Bell Telephone Co.	147,322,982	4.56	172,982,972	33,767,106
15	Indiana Bell Telephone Co.	44,519,595	1.38	46,801,416	6,417,318
16	Wisconsin Telephone Co.	57,129,100	1.77	78,495,366	25,682,304
17	Illinois Bell Telephone Co.	240,121,502	7.43	298,214,266	83,335,692
18	Northwestern Bell Telephone Co.	114,583,836	3.55	132,809,938	37,674,762
19	Southwestern Bell Telephone Co.	331,623,918	10.27	328,044,426	78,418,723
20	The Mountain States Telephone & Telegraph Co.	71,793,155	2.22	96,652,905	29,117,000
21	The Pacific Telephone & Telegraph Co. and its associated companies.	349,508,898	10.82	431,445,229	105,980,321
総計		3,230,058,376	100.00	3,830,252,413	966,609,564
総資産に対する%		100.00	—	—	—

(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 76.

の 資 本 構 成 (1935年12月31日)

(単位：ドル)

資 本	株式発行 差 金	固定負債	ATTから の前渡金	年 金 基 金 受 託 者 対 する 手 形	流動負債	剰 余 金
優 先 株						
—	—	77,000,000	19,750,000	9,127,415	5,496,413	8,571,588
—	136,539	11,000,000	6,050,000	2,216,954	2,626,757	3,772,504
25,000,000	14,440,365	62,445,525	10,500,000	24,927,535	19,144,893	27,947,796
—	—	—	29,154,800	6,676,037	4,453,839	4,676,011
20,000,000	771,226	96,709,700	825,000	10,843,634	10,450,472	13,199,163
500,000	1,764	—	435,000	228,378	306,822	942,894
—	—	—	1,770,000	1,867,249	1,555,690	4,728,436
3,000,000	15,419	—	575,000	1,606,545	1,691,523	2,637,837
—	—	4,085,700	3,900,000	852,994	1,197,599	1,702,524
—	—	—	2,025,000	730,917	1,005,785	1,470,266
—	—	61,328,000	—	3,622,600	8,825,737	5,312,466
—	—	—	—	3,481,916	7,256,437	13,023,179
—	72,756	—	—	1,387,107	2,431,106	3,238,179
—	—	1,314,300	20,774,730	4,949,773	6,597,018	3,687,161
—	—	—	5,734,393	1,715,169	2,305,601	1,764,432
4,947,000	588	—	—	3,189,544	4,448,424	4,543,544
—	19,576	45,000,000	—	7,201,145	17,960,008	19,940,773
4,800,800	14,011	168,000	950,000	5,413,865	5,205,999	3,031,161
21,785,500	916	44,139,000	—	7,886,620	64,984,522	19,827,360
—	78,574	—	13,900,000	3,408,279	4,135,075	2,221,527
82,000,000	(4,817,811)	58,032,000	—	13,082,249	14,858,278	5,854,182
162,033,300	10,733,923	461,222,225	116,343,923	114,415,925	186,937,997	152,092,983
5.02	0.33	14.28	3.60	3.54	5.79	4.71

A T T による 地方電話運営会社の 支配過程

図表Ⅷ ベル系電話会社

A T T による地方電話運営会社の支配過程

	会 社 名	資 本 合 計		株 式
		金 額	%	普通株
1	New England Telephone & Telegraph Co.	253,291,216	7.84	133,345,800
2	The Southern New England Telephone Co.	65,802,754	2.04	40,000,000
3	New York Telephone Co.	605,706,114	18.75	421,300,000
4	New Jersey Bell Telephone Co.	165,355,886	5.12	120,395,200
5	The Bell Telephone Co. of Pennsylvania.	262,799,195	8.14	110,000,000
6	The Diamond State Telephone Co.	7,414,858	.23	5,000,000
7	The Chesapeake & Potomac Telephone Co.	29,921,375	.93	20,000,000
8	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of Baltimore City.	39,526,324	1.22	30,000,000
9	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of Virginia.	29,738,817	.92	18,000,000
10	The Chesapeake & Potomac Telephone Co. of West Virginia.	21,431,968	.66	16,200,000
11	Southern Bell Telephone & Telegraph Co.	204,087,803	6.32	124,999,000
12	The Ohio Bell Telephone Co.	153,761,532	4.76	130,000,000
13	The Cincinnati & Suburban Bell Telephone Co.	34,617,548	1.07	27,488,400
14	Michigan Bell Telephone Co.	147,322,982	4.56	110,000,000
15	Indiana Bell Telephone Co.	44,519,595	1.38	33,000,000
16	Wisconsin Telephone Co.	57,129,100	1.77	40,000,000
17	Illinois Bell Telephone Co.	240,121,502	7.43	150,000,000
18	Northwestern Bell Telephone Co.	114,583,836	3.55	95,000,000
19	Southwestern Bell Telephone Co.	331,623,918	10.27	173,000,000
20	The Mountain States Telephone & Telegraph Co.	71,793,155	2.22	48,049,700
21	The Pacific Telephone & Telegraph Co. and its associated companies.	349,508,898	10.82	180,500,000
総 計		3,230,058,376	100.00	2,026,278,100
総資本に対する%		100.00	—	62.73

(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 77.

図表Ⅹ アメリカン・ベル社の主要電話会社に対する株式所有比率の増加
(1885—1899年) (単位：%)

会 社 名	アメリカン・ベル社による株式所有比率		
	1885	1899	増加率
Central New York Telephone & Telegraph Co.	35.00	50.02	15.02
New York and Pennsylvania Telephone & Telegraph Co.	36.50	49.29	12.79
The Bell Telephone Co. of Philadelphia.	28.57	80.98	52.41
The Pennsylvania Telephone Co.	36.97	50.09	13.12
Central Pennsylvania Telephone & Telegraph Co.	35.47	50.69	15.22
The Central District and Printing Telegraph Co.	50.20	66.89	16.69
The Bell Telephone Co. of Missouri.	54.08	66.46	12.38

(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 20.

A T T による地方電話運営会社の支配過程

さらに新株発行の際、アメリカン・ベル社は保有株式に比例したシェアを獲得することによって、一八九三、九四年のベル基本特許満了までに、ほとんどの主要地方電話会社の支配株式を確保した。②地方電話会社やその営業区域内のサブ免許会社の統合合併を推進し、アメリカン・ベル社の新会社における株式所有を拡大した。③一九〇〇年以後、A T T は少数株主の持分を獲得することによって、地方電話運営会社における株式所有を増加した。

以上の諸点は、一八八五年と一八九九年のいくつかの主要な地方電話会社における、アメリカン・ベル社の普通株式所有の増加を示した図表Ⅹによって明らかである。また図表Ⅹは、各地方電話会社の設立年次と設立場所、その株式、手形、および前渡金に対するA T T の一九三四年二月三一日における投資状況を示したものである。それによって、この時までA T T の持株比率が五〇%以下の会社は二社(The Southern New England Telephone Co. が三三・三四%、The Cincinnati & Suburban Bell Telephone Co. が二五・七二%)、六五—八五%の会社は三

社、他はすべて九九一〇〇%であったことが明らかである。⁽⁴⁾

これらの地方電話運営会社に対するA T Tの支配方策としては、次の六点が考えられ、以下に、その要点を列挙しておくことにする。⁽⁵⁾

① 議決権による支配 (voting control)

既述のごとく、A T Tはベル系地方電話会社の殆ど一〇〇%の株式を所有していたため、その持株の議決権は、一九〇〇年八月以降、A T Tの取締役社長に完全に委任されていた。したがって、各地方電話会社は独立した法人ではあるが、その統制は支配的な株主たるA T Tに掌握されていたのである。

② 人事面 (personnel) の支配

地方電話会社の役員の選任は、A T T社長の特権になっていた。その事例は、一九三〇年四月九日のA T T社長W・S・ギフォード (Walter S. Gifford) による副社長A・W・ページ (Arthur W. Page) に宛てた次の書簡によっても明らかである。「昨日私は、CarterにHall (A T T副社長の一人) の仕事を引継ぐよう要請した。彼は思案中であるが、受諾するものと思う。もし彼が承知したなら、私はEideをオハイオ・ベル社の社長に、そしてCarrollをインディアナ・ベル社の社長に任命することに決定した。」事実、一カ月以内に、オハイオ・ベル社の取締役会はEideを社長に、インディアナ・ベル社の取締役会もCarrollを社長に任命し、またA T Tの取締役会は、Carterを年俸五〇、〇〇〇ドルで同社の副社長と決定した。

③ 財務上 (finance) の統制

子会社たる地方電話運営会社は、毎年度の予算をA T Tに提出し、資金を借入れる必要がある場合には、それ

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

対する ATT の 投 資 (1934年12月31日)

(単位：ドル)

設 立 場 所	株 式 資 本			手形および前渡金	計
	持株金額	持株比率 (%)	投 資 額		
New York	87,094,200	65.31	92,045,721	23,750,000	115,795,721
Connecticut	13,337,400	33.34	13,649,213	6,350,000	19,999,213
New York	421,300,000	100.00	444,280,335	24,400,000	468,680,335
New Jersey	120,395,200	100.00	134,062,384	34,700,000	168,762,384
Pennsylvania	110,000,000	100.00	116,316,050	8,850,000	125,166,050
Delaware	5,000,000	100.00	5,700,000	130,000	5,830,000
New York	18,000,000	100.00	19,000,000	3,570,000	22,570,000
Maryland	30,000,000	100.00	31,467,862	1,300,000	32,767,862
Virginia	18,000,000	100.00	18,000,000	4,150,000	22,150,000
West Virginia	16,200,000	100.00	16,200,000	2,700,000	18,900,000
New York	124,998,700	99.99	126,815,773	—	126,815,773
Ohio	129,999,600	99.99	130,041,898	—	130,041,898
Ohio	8,169,150	29.72	8,732,568	—	8,732,568
Michigan	109,987,607	99.99	110,400,210	25,599,820	136,000,030
Indiana	32,999,100	99.99	33,585,586	7,214,366	40,799,952
Wisconsin	40,000,000	100.00	43,223,835	2,000,000	45,223,835
Illinois	148,948,200	99.30	154,428,999	—	154,428,999
Iowa	95,000,000	100.00	96,039,490	2,399,696	98,439,186
Missouri	172,998,800	99.99	176,251,878	—	176,251,878
Colorado	34,987,500	72.82	36,362,463	13,050,000	49,412,463
California	218,015,600	83.05	205,846,397	6,050,000	211,896,397
—	1,955,431,057	—	2,012,450,662	166,213,882	2,178,664,544

ATTによる地方電話運営会社の支配過程

図表X ベル系電話会社に

A T T による地方電話運営会社の支配過程

	会 社 名	設立年月
1	New England Telephone & Telegraph Co.	1883. 10
2	The Southern New England Telephone Co.	1882. 4
3	New York Telephone Co.	1896. 6
4	New Jersey Bell Telephone Co.	1904. 8
5	The Bell Telephone Co. of Pennsylvania.	1879. 9
6	The Diamond State Telephone Co.	1897. 3
7	The Chesapeake & Potomac Telephone Co., New York.	1883. 7
8	The Chesapeake & Potomac Telephone Co., Baltimore City.	1884. 3
9	The Chesapeake & Potomac Telephone Co., Virginia.	1905. 2
10	The Chesapeake & Popomac Telephone Co., West Virginia.	1916. 5
11	Southern Bell Telephone & Telegraph Co., New York.	1879. 12
12	The Ohio Bell Telephone Co.	1921. 9
13	The Cincinnati & Suburban Bell Telephone Co.	1873. 7
14	Michigan Bell Telephone Co.	1904. 1
15	Indiana Bell Telephone Co.	1920. 2
16	Wisconsin Telephone Co.	1882. 7
17	Illinois Bell Telephone Co.	1881. 1
18	Northwestern Bell Telephone Co.	1896. 8
19	Southwestern Bell Telephone Co.	1882. 8
20	The Mountain States Telephone & Telegraph Co.	1911. 7
21	The Pacific Telephone & Telegraph Co.	1906. 12
	総 計	—

(出所) F. C. C. report, *op. cit.*, pp. 24—25.

A T T Tによる地方電話運営会社の支配過程

を前渡金という形で A T T T から調達した。この前渡金は、地方電話会社の発行する株式または社債を通じて清算され、こうした証券の発行についてはもちろんのこと、配当の支払方法およびその金額、独立会社や連結会社の買収・その価格についても、A T T T の承認を必要とした。

④ 運営管理面 (administration) の統制

A T T T は、各種の会議（社長会議、業務副社長および全般管理者会議、パブリック・リレーションズ会議、料金会議、法学会議、マネジメント会議、主任技術者および工場監督者会議、技術者会議、全般通商会議、全般工場技術者会議、業務会議、人事会議、工場技術会議）を通じて、地方電話会社の主要な活動分野のそれぞれに、親会社の方針や考え方を浸透させていた。また、ベル・システムの関連会社の従業員に対して、施設 (Grant)・運用 (traffic)・営業 (commercial) ごとに A T T T のインストラクターによる訓練コースがすすめられ、以上によって、A T T T の統制の下に日常業務の取扱方法や実践における統一性が高められた。

⑤ 料金政策 (rate policy) に対する統制

A T T T は地方の料金問題にも関与しており、ローカル・レートについて州規制委員会と地方電話会社との間に訴訟が起った場合、各会社は A T T T の法律スタッフの承認にもとづいて対処しなければならなかった。

⑥ 年次報告書 (annual stockholders' reports)

地方電話会社が年次報告書を公表する場合、事前に A T T T の承認を要した。

(3) A T T T による長距離電話事業の展開

図表XI AT&T による長距離電話回線の展開

年次	接 続 地 域
1879	10月, Boston-Lowell ライン (26マイル) 特殊会社 Pionner Telephone Co. によって完成 (最初の長距離電話ライン)
1881	1月, Boston-Providence (45マイル) 特殊会社 Inter State Telephone Co. によって完成 (最初の商業的長距離電話ライン)
1884	3月, Boston-New York (292マイル) の実験ライン完成・長距離会話に成功 (同年9月4日商業サービス開始)
1885	3月, AT&T 設立 12月, New York-Philadelphia ライン完成, 翌年営業開始
1886	New York-Boston 第二ラインの建設着工の決定
1887	New York-Boston 間, New York-Albany 間の長距離サービス実施, さらに, 第二 New York-Boston ライン, Albany-Buffalo, Chicago-Milwaukee ラインの建設・拡大計画
1888	第二 New York-Boston ラインの内, New York-New Haven 間および Providence-Boston 間のライン完成
1889	第二 New York-Boston ライン完成 (New Haven-Providence ライン完成) Philadelphia-Baltimore-Washington ライン完成 Philadelphia-Reading-Easton-Scranton ライン完成 New Port-Fall River-New Bedford ライン完成
1890	Scranton (Penn.)-Syraccuse (N. Y.) ライン完成 Buffalo (N. Y.)-Erie (Penn.)-New Castle (Penn.) ライン完成 New York (N. Y.)-Easton-Pittsburg (Penn.) ライン完成
1891	Harrisburg (Penn.)-Pittsburg (Penn.) ライン完成 Pittsburg (Penn.)-New Castle-Cleveland (Ohio) ライン完成 Chicago (Ill.)-Hammond (Ill.) ライン完成
1892	Cleveland (Ohio)-Hammon (Ill.) 間接続, これにより, New York-Chicago ライン (950マイル) 完成 (10月18日開設) ・通話範囲, 北東-Augusta (Me.), 北-Concord (N.H.), Buffalo (N. Y.), 西-Chicago (Ill.), 南-Washington
1893	Chicago-Boston ライン営業開完 (2月9日) Dayton (Ohio)-Indianapolis (Ind.) Detroit (Mich.)-Toledo-Maumee-Cincinnati (Ohio) ライン完成

(注) 1885年以前は American Bell Telephone Co. あるいは特殊会社による長距離電話回線の展開。

(出所) 宮崎信二, 前掲論文。

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

各地方電話運営会社による地域内電話システムの発展に伴い、都市や町を電話回線で接続する地域間長距離電話サービスの必要性が次第に増大しつつあった。図表Ⅺは、A T Tによる一八七九—一八九三年における長距離電話回線の展開（一八八五年以前は、ベル社あるいは特殊会社による）を示したものであるが、ボストンとニューヨーク間の実験ラインは一八八四年に完成し、ニューヨークとフィラデルフィア間は一八八五年に完成した。これらの回線は、各地域で営業していた地方電話会社の電柱線（Pole Line）をそれぞれ部分的に利用した。

アメリカン・ベル社は、このような長距離電話回線の本格的な展開のために一八八四年、資本金を一、〇〇〇万ドルから三、〇〇〇万ドルへの増資を計画、マサチューセッツ州議会によりこれを拒否されるに及んで、翌一八八五年三月三日、長距離電話サービスを供給する特殊電話会社の設立を決定した。これが資本金一〇万ドル（一株当り一〇〇ドル、一、〇〇〇株）でニューヨーク州法の下で設立されたA T T（American Telephone and Telegraph Co.）である。この株式のすべては額面でアメリカン・ベル社に購入され、かくしてA T Tは、当初から同社の一〇〇%子会社として出発したのである。A T Tの定款によれば、新会社の目的は、①ニューヨーク州の内外において電話線を建設・買収・所有・賃借り・その他の方法で獲得し、そして、それを設置・使用・運営・維持すること、②アメリカのみならずカナダ、メキシコを含む北米大陸の市・町等に市外線を張りめぐらして運用すること、③海底ケーブルその他適切な設備によって、北米大陸以外との長距離電話回線を設け運用することと規定されていた。⁽⁶⁾

その後の長距離ライン事業の進展は、顕著であった。当初の一五年の間、A T Tはその建設資金や運営資金を、すべて親会社のアメリカン・ベル社から調達していた。しかし、マサチューセッツ州法は全国的な電話網の確立

をさらに展開していくうえで、次のような不都合な点を有していた。①同州内では、親会社は子会社の株式資本の三〇%以上を取得できない。②公益事業については、既存株主に不当な創業者利得をもたらし公益に反するような時価以下での株式の額面発行は認められない。③授權資本金の変更には一般に株式水増しのリスクが伴うため、その増加には州議会の承認を要する。以上三点である。かくして、一八九九年二月三十一日にアメリカン・ベル社は、こうした規制のないニューヨーク州法のもとで設立された長距離事業子会社 A T T にすべての資産を移行し、これ以後 A T T が①長距離電話運営会社であり、②地方電話会社の持株会社であり、さらに③特許保有会社としての「すなわちアメリカン・ベル社に代ってベル系の親会社としての機能を果たすこととなったのである。

- (1) F. C. C. report, *op. cit.*, p. 66.
- (2) Robert W. Garnet, *The Telephone Enterprise: The Evolution of the Bell System's Horizontal Structure, 1876—1909*, Johns Hopkins Univ. Press, 1985, pp. 146—152. F. C. C. report, *op. cit.*, p. 21—23.
- (3) F. C. C. report, *op. cit.*, pp. 75—78.
- (4) *Ibid.*, pp. 18—21.
- (5) *Ibid.*, pp. 110—119. 来海・中島「前掲書」六〇—六二頁。
- (6) *Ibid.*, pp. 6—7. 宮崎信二「A T & T の形成過程(Ⅱ)」『立命館経営学』第一六巻、第一号。

四 サザン・ニューイングランド電話会社の事例

(2) SOUTHERN 社 (The Southern New England Telephone Co.) の成立前史

A T T による地方電話運営会社の支配過程

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

これまでの考察をふまえ、以下では視点をかえて、ベル系地方電話会社の立場から、その発展過程を説明する一事例として、A T Tの少数持株会社の一つであるサザン・ニューイングランド電話会社（以下、S N E T社と略称する）を取上げることにする。

図表Ⅷは、S N E T社の設立とその前身会社の概要を示したものである。一八七六年三月に送話器に関する第一基本特許、翌一八七七年一月に受話器に関する第二基本特許を取得したアレクサンダー・グラハム・ベル(Alexander Graham Bell)は、コネチカット州における電話事業の推進のため、一八七七年四月、ニューヘブロンとハートフォード間をいなく電話の公開講演を行った。この時、当時 Atlantic and Pacific Telegraph Co. のマネジャーであったG・W・コイ(George W. Coy)はA・G・ベルを助け、これが縁で同年一月に、彼はニューヘブロンとMiddlesex(イングランド南東部)地区におけるベル・テレフォン社(Bell Telephone Co. 一八七七年七月設立のA T T前身会社)の代理人として正式に任命された。そして翌一八七八年一月に、資本金五、〇〇〇ドルでThe District Telephone Co. of New Haven が設立され、ここに世界最初の商業電話交換が開始されたのである。また同年二月には、世界最初の電話加入者名簿もこの地で発行され、それは、一ページに五〇人の加入者名がリストされていた。しかし、興味深いことに、それには図表Ⅸに見るように、加入者が住宅、医師、歯科医、その他(警察・郵便局など)、店舗・工場、肉・魚マーケット、貸馬車・宿泊等、種々の見出しの下にリストされ、今日のYellow pages(職業別電話帳)の体裁をなしていたことである。電話加入者名簿は、その後三月に一一八名、八月には二二七名と当初の四倍以上をリストするに至り、これによって電話事業の順調な発展ぶりを知らることができる。電話機レンタル料は、四半期で四・五〇ドル、年間で一八ドル(標準的レンタル料は、送話器、受話器それ

図表 XIII 世界最初の電話加入者名簿

LIST OF SUBSCRIBERS.

New Haven District Telephone Company.

OFFICE 219 CHAPEL STREET.

February 21, 1878.

Residences.

Rev. JOHN E. TODD.
J. B. CARRINGTON.
H. B. BIGELOW.
C. W. SCRANTON.
GEORGE W. COY.
G. L. FERRIS.
H. P. FROST.
M. F. TYLER.
I. H. BROMLEY.
GEO. E. THOMPSON.
WALTER LEWIS.

Physicians.

Dr. E. L. R. THOMPSON.
Dr. A. E. WINCHELL.
Dr. C. S. THOMSON, Fair Haven.

Dentists.

Dr. E. S. GAYLORD.
Dr. R. F. BURWELL.

Miscellaneous.

REGISTER PUBLISHING CO.
POLICE OFFICE.
POST OFFICE.
MERCANTILE CLUB.
QUINNIPIAC CLUB.
F. V. McDONALD, Yale News.
SMEDLEY BROS. & CO.
M. F. TYLER, Law Chambers.

Stores, Factories, &c.

O. A. DORMAN.
STONE & CHIDSEY.
NEW HAVEN FLOUR CO. State St.
" " " " Cong. ave.
" " " " Grand St.
" " " " Fair Haven.
ENGLISH & MERSICK.
New HAVEN FOLDING CHAIR CO.
H. HOOKER & CO.
W. A. ENSIGN & SON.
H. B. BIGELOW & CO.
C. COWLES & CO.
C. S. MERSICK & CO.
SPENCER & MATTHEWS.
PAUL ROESSLER.
E. S. WHEELER & CO.
ROLLING MILL CO.
APOTHECARIES HALL.
E. A. GESSNER.
AMERICAN TEA CO.

Meat & Fish Markets.

W. H. HITCHINGS, City Market.
GEO. E. LUM, " "
A. FOOTE & CO.
STRONG, HART & CO

Hack and Boarding Stables.

CRUTTENDEN & CARTER.
BARKER & RANSOM.

Office open from 6 A. M. to 2 A. M.

After March 1st. this Office will be open all night

(出所) J.L. Walsh, *op. cit.*, p.55.

AT&Tによる地方電話運営会社の支配過程

それに年間一〇ドル)であった。一八七八年五月に、社名を The Connecticut District Telephone Co. と変え、その同年一〇月、ニューヨークの会社 Automatic Signal Telegraph Company of the United States の特許使用権を買収するため、資本金を二万ドルから四万ドルに増資し、同時に社名も The District Telephone and Automatic Signal Co. と変更した⁽¹⁾。

一八八〇年五月に、前身会社の営業権を引継いで The Connecticut Telephone Co. が設立されたが、その支配権は一時、鉄道投機の大立者 Jay Gould の手中にあった。しかし、一八七九年一月のベル社と電信会社ウエスタン・ユニオン社との特許訴訟が和解して以後、J・グールドは通信事業から撤退し、一八八〇年七月までに、コネチカット電話会社の支配権は、Marshall Jewell らの援助もあって、会社創設者の M. F. Tyler と H. P. Frost の手にもどった。また同じ一八八〇年七月に、ボストンとワシントン D・C・間の各都市をつなぐ世界最初の商業的長距離電話会社 Inter State Telephone Co. が資本金一〇万ドル(一株当り一〇〇ドル、一〇〇〇株)で設立され、この会社によって翌一八八一年一月、先ずボストンとプロヴィデンス間(四五マイル)における世界最初の商業的長距離電話ラインが完成した⁽²⁾。

(2) 特許独占時代(一八八二—一八九三年)

図表XVは、SNET社の発展略史を示したものであるが、以下それを、特許独占時代(一八八二—一八九三年)、非規制下の競争時代(一八九四—一九一〇年)、規制下の独占時代(一九一一年以降)の三つの時期に区分して検討していくことにする。

図表XIV サザン・ニューイングランド電話会社の発展略史

時期区分	年 月	事 項
特許独占時代 (一八八二—一八九三年)	1882. 10	SNET 社の設立, マーシャル・ジュエルが初代社長
	1883. 2	モリス・F・タイラーが二代目社長
	1884. 8	ベル社と長期ライセンス契約
	1885—86	SNET 社は, ニューヨークとプロヴィデンス間, コネチカットとニューヨーク間の長距離ラインを ATT に売却
	1888. 1	プロヴィデンスとウェスタリ間の売却
	1889. 3	スプリングフィールドとウェスタリ間の売却
	1893. 2	電話従業員相互扶助会の設立
非競争時代 (一八九〇—一九〇一年)	1896	共同電話と代用貨幣の開始
	1902. 12	ATT との契約が, 器具に対するレンタル料から総収益に対する比率に改正
	1908. 1	ジョン・W・アーリングが三代目社長
規制下の独占時代 (一九一一年以降)	1911. 7	コネチカット公益事業委員会の設置
	1913. 1	従業員年金計画の採用
	6	SNET 社が WE 社と製造契約
	1917. 2	ジェームズ・T・モーランが四代目社長
	1918. 7	電話事業の国有化
	1919. 7	コネチカット電話従業員組合の結成
	7	電話事業の民間への返還
	1930. 9	ハリー・C・ナイトが五代目社長
	1932	週間労働日数が6日から5日に短縮
	1935. 8	電話従業員組合の再組織
	1941. 9	コネチカット電話労働者組合の結成
	12	アラートン・F・ブルークスが六代目社長
1948. 1	ニューヘブンにおける世界最初の商業電話交換(1878年1月28日)の70周年記念	

ATT による地方電話運営会社の支配過程

(出所) J.L. Walsh, *op. cit.*, pp.399—403 (付録C) より作成。

一八八二年一〇月二日²⁾ The Southern New England Telephone Co. の設立が正式に認可され、コネチカット電話会社と長距離電話会社 Inter State Telephone Co. の全株式を購入することを決定した。こうして新会社は、コネチカット州での電話運営会社としての活動を開始するが、間もなくアメリカン・ベル社から同地区における長期ライセンス (permanent Bell contract) を確保するため、同年一二月に資本金を一五〇万ドルに増加、そして一八八四年八月に、長期ライセンスと引換えに、その株式資本の三五%をアメリカン・ベル社に与えることを決定した。その前年一八八三年二月に初代社長 Marshall Jewell が死去し、Morris F. Tyler が二代目社長に就任したが、一八八三、八四年の同社年次報告書によると、SNET社の設立後の発展は順調であった。すなわち、一八八二年一〇月の交換局数二四、加入者数三、六三四名であったのが、一八八三年三月末の交換局数三〇、加入者数四、五九四名、一八八四年三月末には交換局数三六、加入者数五、六一五名となった。

既述のごとく、一八八五年三月にニューヨーク州法の下で長距離電話会社 A T T がアメリカン・ベル社の一〇%子会社として設立され、これによって、SNET社による州間長距離電話拡張の時代は終わった。すなわち SNET社は、一八八五年にニューヨークとプロヴィデンス間、一八八六年六月にコネチカットとニューヨーク間の長距離電話営業権をアメリカン・ベル社に譲渡し、また一八八八年一月、プロヴィデンスとロードアイランド州ウエスタリ間のラインを A T T に七、〇〇〇ドルで売却、さらに一八八九年三月にはマサチューセッツ州スプリングフィールドとウエスタリ間のサービスを譲渡し、こうして大規模支出を伴い、同社にとってかなり重荷となっていた長距離電話事業から完全に撤退したのである。³⁾

しかし、一八八四—一八九四年の一〇年間に、アメリカン・ベル社の電話機数は一三万四、六〇一台から二四 A T T による地方電話運営会社の支配過程

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

万三、四三二台に増加したのに対し、S N E T社のそれは、逆に五、六三四台から五、五三六台に減少した。この特許独占時代にS N E T社の電話事業が停滞した要因として、①電灯やトローリー・カーなどコネチカット全州で電氣の利用が急速に増大し、これが電話の混信という新たな問題を生ぜしめた、②長期ライセンスの見返りとして、S N E T株の三五％に対する配当を親会社に支払う義務は、緊急時に利用できる資金、あるいは会社に投資した人々への配当支払資金の潤滑をもたらした、③満足すべき電話サービスの質を維持するため、旧式の設備の広汎な取替えが必要となり、こうした一般的要因に加えて、一八八四年二月のストーム、一八八八年三月のブリザード、さらに一八八九年九月の火災によって本社が焼失するなど天災が相次ぎ、特にこれらによって外部施設が大打撃を受けたことが大きかった。かくしてS N E T社では、その再建資金の調達のため、一八九一年末に社債を二九万五、〇〇〇ドルから四二万五、〇〇〇ドルに増加し、また一八九三年四月には、アメリカン・ベル社の認可を得て、資本金を一五〇万ドルから二〇〇万ドルに増資した。⁽⁴⁾

(3) 非規制下の競争時代（一八九四—一九一〇年）

一八九三年と九四年にベル基本特許は相次いで一七七年間の有効期間を終了し、ここにアメリカの電話事業は自由競争時代へと突入した。しかし、ベルの本拠地中の本拠地であったニューイングランド地区では、競争に巻き込まれることはなかった。その理由の一つとして、アメリカン・ベル社は、この地域においては技術的にも、また政策的にも、非常にいい守りをしてきたことであり、もう一つの理由は、この地のベル系電話会社がすばやくサービスの改良し、料金を安くして対処したからである。例えば、S N E T社の本拠地コネチカット州では、独立

系電話会社の New London Telephone Co. が、一八九九年にニューロンドンでストロージャ (Strowger) の自動交換システムを使ってサービスを開始しようとしたが、裁判所は、SNET社のM・F・タイラー社長らの事情聴取を通じ、同社の適正な対応を評価してその申請を却下したため、独立系の進出計画は失敗に終わった。⁽⁵⁾ にもかかわらず、コネチカット州における独立系の電話事業を支援する人々が、強力な反対勢力を結集し、かなり大きな地域問題としてベル系電話会社を告発してきたため、SNET社は、一八九六年一月に三二、ページのカラー広告を導入したり、また、新サービスの提供を次々に行った。例えば、①農村地域における共同電話 (club line)、SNET社によって開始されたこのサービスは、一つのラインに通常一〇から二〇の加入者が年一八ドルのレンタル料を支払って共同で利用するもので、農村を孤立から救うメリットはあったが、盗聴のリスクもあった)、②定量サービス (measured service、毎月一定額で一定数の呼び出しを加入者に許すサービス)、③構内交換電話 (private branch exchange 加入者の事務所の中に交換機を設置し、これに数多くの内線をつないで、内線同士の話や内線と外線との通話を接続するもの)、④代用貨幣 (token、SNET社は一八九六—一九〇七年にかけて、一〇セント銀貨、五セント白銅貨の代用貨幣を発行した)等の提供である。⁽⁶⁾

さらにコネチカット州では、一八九一年に電話機当りの年平均基本レンタルが五三・二五ドルにもなっていたが、一九〇一年に三五・三九ドルと三四%も引下げられ、電話料金の自発的値下げも実施された。また一八九四年末のコネチカット州の電話機数は五、五三六台であったのが、一八九八年末にそれは一〇、五八九台となり、ほぼ二倍に増加した。同一期間に、通常の電話交換業務からの収益は、年三七万五、〇〇〇ドルから四六万五、〇〇〇ドルに約二四%の増加であったが、市外通話は年八万ドルから一六万一、〇〇〇ドルへと、ほぼ二倍とな

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

った。S N E T社は、一八九六年一月に資本金を二〇〇万ドルから二六六万七、〇〇〇ドル、一九〇〇年には三五一万三、〇〇〇ドルとし、そして一九〇六年一月にはそれを六〇〇万ドル、同年一月には、八〇〇万ドルへと増資した。この間、一九〇二年二月五日、A T Tとの契約が、器具に対するレンタル料から総収益に対する一定比率に改正され、S N E T社はA T Tに対して、提供されるサービスの見返りとして総収益の一分を支払うこととなった。また、一九〇七年二月に二代目社長M・F・タイラーが死去し、一九〇八年一月にJohn W. Alling が三代目社長に就任した。⁽⁷⁾

(4) 規制下の独占時代 (一九一一年以降)

一九一一年七月にコネチカット州では“An Act Concerning the Regulation and Supervision of Public Service Corporations”の法案が議会に提出され、その通過とともに公益事業委員会(public utilities commission)が形成され、これによって鉄道と同様、ガス・水道・電力・電話・電信・そして路面電車の料金規制等が行われるようになった。この公益事業委員会は、一九一一年末に最初の年次報告書を發表したが、その中で、S N E T社の株式分布状況を明らかにした。それによると、同社の株式を一、五六九名が所有し、そのうち一、三七九名がコネチカットの住人、それらの株主は発行済株式八万七、九二八株のうち五万三、七七一株で六一%、三五%は親会社のA T Tが所有、残り四%が他の地方の住民であったということである。またコネチカット州で営業していた一〇の電話会社名をあげ、ビッグ・スリーはS N E T社と長距離ラインのA T T、それに Greenwich 地区で営業していたNew York Telephone Co.で、他の会社とその資本金は次のとおりであった。⁽⁸⁾なお、同じ年

の SNET 社の資本金が八七九万二、八〇〇ドルであったことを考えると、既にこの年までに、同社の独占体制が確立されていたことを知る事が出来る。

East Haven Telephone and Electric Co.	一万ドル
Farmington Valley Telephone Co.	五万四、〇〇〇ドル
Huntington Telephone Co.	二、〇〇〇ドル
Sharon Telephone Co.	一万四、〇〇〇ドル
Westerly Automatic Telephone Co.	二万五、〇〇〇ドル
Woodbury Telephone Co.	三万三、七五〇ドル
Lebanon Telephone Association (建設中)	一、一二一、二五〇ドル

第一次大戦直前の一九一三年六月に、SNET 社の副社長 J・T・モーラン (James T. Moran) は WE 社と製造契約を結び、同年七月には WE 社の営業所が West Haven に建設され、そこで電話器具の配達、修繕等が行われた。次いで一九一七年二月には、J・W・アーリング社社長が七六才の高齢のため辞任し、J・T・モーラン副社長が四代目の社長に就任した。第一次大戦中の一九一八年七月、電信電話回線システムを政府の管理下におくべきであるとする、ルイジアナ州出身の代議士ジェイムズ・B・アトウェル (James B. Atwell) の国会決議案が議会を通過し、このため同年七月三一日に、他のすべての通信会社とともに SNET 社も政府所有となった。しかし、一九一八年十二月、郵政長官 A・S・バールソン (Albert S. Bursleson) は約二〇%の長距離電話料金の値上げ指令を出し、翌一九一九年一月から実施、市内通話サービスについても六月から全面値上げを実施したた

A T T による地方電話運営会社の支配過程

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

め、一般加入者や州委員会から抗議がおこり、やがてこの問題は最高裁に提訴された。その後一カ月して、電信電話システムをもとの経営者へ返還すべしとする決議案が国会に提出され、一九一九年七月三十一日に議会を通⁹過、こうして同年一〇月までにアメリカ電話事業は完全に戦前の状態にもどつたのである。

第一次大戦後の S N E T社は安定成長を続け、一九一八年末の電話機数は一五万二、九三一台であつたのに対し、一九二二年一〇月のそれは二〇万台となり、また同年の資本金は一、八〇〇万ドルにものぼつた。しかし、一九二九年に起つた大恐慌は間もなく電話事業にも深刻な影響を与え、特に S N E T社の一九三二年における状況は、全米電話事業の労使問題の典型的な事例といえよう。同社の労働組合に対する保護者の立場の伝統は、企業内組合であつた電話従業員相互扶助会 (Telephone Employees' Mutual Benefit Society) の設立を会社が援助した。一九九三年にさかのぼる。それ以来、一九一三年の従業員年金計画の採用、一九一九年のコネチカット電話従業員組合 (Telephone Employees' Association of Connecticut) の結成の承認等を通じ、何十年にもわたつて、組合の行方儉約計画、衛生教育指導、応急手当講習、事故防止プログラム、勤労者生命保険プログラム、そして勤労者と経営者との定期協議制度などを会社側は援助してきた。そして、一九三二年に不況が到来した。S N E T社の三万台以上の電話がこの年解約され、同社の経営状態は一八九四年以来初めて赤字となつた。正社員は一人も解雇されなかつたものの、賃金は週間労働日数が六日から五日に減少され、それに見合つて実質的に削減された。この危機的局面において、会社側は、同社の従業員は賃金削減の犠牲者であるよりは、むしろこの大恐慌という災難を共に戦い抜く仲間であると労働者側を説得した。一九三〇年九月に五代目社長に就任したハリー・C・ナイト (Harry C. Knight) は、企業内組合の指導者に対し、教会での説教のような口調で次のように話しかけた。

「なにもかも粉碎されて駄目になってしまったとは考えていないのだから、うなだれて打ち沈んではいけない。当社の経営陣は、全従業員にこの確信を与えつづけるつもりである。そして、私ども経営者は、株主と国民の利益保護と同時に、社員の利益を擁護する経営方針を決して放棄することはないであろう。」⁽¹⁰⁾

協力者の役割の一つとして、従業員は奉仕作業として無報酬で、勤務時間後および週末に、新規加入者を勧誘するよう要請された。この勧誘は電話でおこなえないので、新たに人手を必要とするものであった。H・C・ナイトの家族主義的経営方策が成功したことは、多くの従業員が、彼が望んだ仕事を実行したという事実からも明らかである。ニューイングランド地方のみならず、他のどの地域でも、ベル・システムでは大恐慌の最も不景気な時代にも、深刻な労働問題は起らなかった。それは、企業内組合の以前からの善意と活発な活動のおかげであった。その後SNET社では、一九三五年六月のワグナー法の成立とともに同年八月、労働組合 Telephone Employees' Association が結成され、それは一九四二年九月に Connecticut Union of Telephone Workers, Inc. として再組織された。そして一九四七年四月に、米国家電話労働者による初の全国規模ストライキが行われた時も、コネチカット電話労働者組合はこれに参加せず、SNET社の従業員は通常どおり仕事をつづけたのである。

一九四一年一月末にH・C・ナイト社長が辞任し、同年十二月に Allerton F. Brooks が六代目社長に就任した。一九四七年末、ベル・システムは全米三、五〇〇万台の電話機のうち八〇%を所有し、SNET社はそのわずかに二%に当る六九万台余りを所有するにすぎなかった。しかし、翌一九四八年一月二八日に、ニューヘブロンにおける世界最初の商業電話交換から丁度七〇周年目の記念の年を迎え、この間、SNET社の電話機数は、表XVに見るように着実な伸長を示したのであった。⁽¹¹⁾

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

図表XV コネチカット州における電話機の普及状況(1878—1948年)

都 市	普及年次、その年の台数	1890	1900	1910	1920	1930	1935	1940	1945	1948
<SNET社>										
Ansonia—Derby	1880—47	194	466	1695	3830	5682	4917	6165	8254	12270
Branford	1895—77	—	112	513	1059	2031	1893	2388	3225	4558
Bridgeport	1881—230	664	1599	7700	19057	32754	29214	36764	54115	73268
Bristol	1882—56	58	209	1489	2976	5241	4877	6751	9496	13472
Canaan	1883—96	63	152	622	468	813	797	913	1085	1457
Canterbury	1948—305	—	—	—	—	—	—	—	—	305
Cheshire	1883—24	—	—	202	371	652	721	936	1156	1661
Clinton	1906—88	—	—	130	258	614	577	666	852	1309
Colchester	1906—74	—	—	91	175	281	264	355	514	836
Collinsville	1884—27	—	—	—	—	—	—	645	874	1346
Cornwall	1912—128	—	—	—	184	281	295	334	385	509
Danbury	1883—141	210	306	2033	3319	7247	7119	8253	9686	14062
Danielson	1882—43	49	125	507	1012	1702	1563	1907	2508	3931
Darien	1912—288	—	—	—	637	1792	2012	2831	2957	4389
Deep River	1906—146	—	—	204	416	678	651	848	1199	1595
East Hampton	1905—188	—	—	348	668	711	764	873	1092	1639
Essex	1947—1431	—	—	—	—	—	—	—	—	1524
Fairfield	1904—124	—	—	437	899	2037	2170	4267	5563	7829
Farmington	1882—22	—	—	367	652	1192	1217	1609	2026	2946
Georgetown	1941—280	—	—	—	—	—	—	—	336	528
Glastonbury	1904—101	—	—	273	515	963	940	1276	1688	2443
Greenwich	1883—52	42	—	—	—	—	—	—	—	—
Guilford	1882—13	—	57	394	496	815	778	947	1220	1783
Hartford	1880—456	751	2455	12105	27845	58364	55862	71820	88303	117838
Jewett City	1905—115	—	—	212	323	668	596	696	954	1655
Kent	1918—140	—	—	—	178	272	278	330	410	543
Lakeville	1911—287	—	—	—	441	783	736	896	1033	1394
Lebanon	1912—159	—	—	—	215	254	207	216	261	354
Litchfield	1882—24	—	82	500	760	1168	1165	1413	1701	2210
Lyme	1914—247	—	—	—	301	636	661	782	938	1378
Madison	1914—240	—	—	—	368	762	739	923	1197	1708
Manchester	1883—45	29	97	827	2456	5065	4235	5826	8212	11764
Meriden	1878—130	230	446	2326	4254	7918	6973	8697	11238	15033
Middletown	1882—154	168	364	1706	3356	6371	6352	7777	9854	13808
Milford	1896—40	—	49	477	1433	3033	2678	3729	5576	8667
Moodus	1924—273	—	—	—	—	327	364	407	526	723
Moosup	1907—194	—	—	257	455	796	773	876	1319	2112
Mystic	1883—41	—	131	713	1392	2154	1946	2200	3013	4228
Naugatuck	1895—44	—	116	688	1948	2934	2918	3656	4969	6577
New Britain	1880—85	200	596	2952	6189	11729	9589	12560	17539	25586
New Canaan	1903—85	—	—	473	831	1830	1949	2882	3093	4052
New Hartford	1883—12	—	—	—	—	—	—	—	—	—
New Haven	1878—578	1109	2945	12730	29375	52347	46933	55754	68419	95736
New London	1882—120	180	527	2653	6381	10129	8912	10682	14662	19529
New Milford	1882—61	53	105	843	1088	1638	1706	2133	2571	3496
Newtown	1882—12	—	—	253	444	708	850	1109	1400	1942
Niantic	1911—130	—	—	—	285	633	620	735	1000	1476
Norfolk	1899—63	—	103	235	344	512	514	599	638	790
Norwalk	1882—131	124	343	2244	4253	8989	8228	10521	12776	18873
Norwich	1882—167	250	476	2401	4075	7166	7219	8217	10033	14312
Old Greenwich	1917—436	—	—	—	660	1795	1877	2520	2637	3923
Orange	1908—48	—	—	80	139	250	251	—	—	—
Pawcatuck	1903—43	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Plainville	1908—106	—	—	184	470	984	826	1266	1901	2890
Pomfret	1900—66	—	66	—	—	—	—	—	—	—
Putnam	1882—51	90	179	1193	1887	2734	2743	3181	3689	5592
Redding	1912—151	—	—	—	186	338	381	523	577	797
Ridgefield	1891—27	—	57	397	620	1235	1263	1596	1487	2104

A T T による地方電話運営会社の支配過程

A T T による地方電話運営会社の支配過程

都 市	普及年次、その年の台数	1890	1900	1910	1920	1930	1935	1940	1945	1948
Rockville	1882—52	34	81	701	1291	2010	1988	2373	2856	4069
Saybrook	1883—81	55	143	534	724	1415	1239	1633	2264	1971
Seymour	1910—311	—	—	311	744	1074	939	1190	1670	2419
Sharon	1943—547	—	—	—	—	—	—	—	562	796
Simsbury	1896—72	—	106	501	798	1144	1234	1648	2000	2906
Southington	1882—59	27	95	402	810	1318	1129	1542	2436	3431
Stafford Spr'gs	1882—26	15	—	240	430	751	780	943	1187	1910
Stamford	1882—176	224	503	3103	6020	14519	12928	16651	20004	28969
Storrs	1947—1196	—	—	—	—	—	—	—	—	1307
Thomaston	1902—73	—	—	274	563	897	821	1111	1448	2023
Thompsonville	1911—588	—	—	—	1130	1987	1786	2215	3001	4801
Torrington	1882—21	46	280	1235	2791	5256	4938	6473	8295	10991
Trumbull	1910—250	—	—	250	497	766	741	1004	1268	2990
Wallingford	1895—59	—	117	825	1431	2792	2647	3204	4033	5518
Washington	1902—108	—	—	316	468	730	774	942	1121	1418
Waterbury	1882—322	430	967	4632	10645	19167	16820	20904	29384	39582
Watertown	1904—144	—	—	323	677	1248	1249	1632	2083	3036
Westport	1903—104	—	—	371	792	2177	2403	3650	4070	6029
Willimantic	1882—98	90	227	1450	2780	4506	4467	5488	6822	8589
Wilton	1912—176	—	—	—	271	525	582	905	1071	1616
Windsor	1910—209	—	—	209	568	1247	1243	1634	1935	2643
Windsor Locks	1883—44	36	170	1208	1306	1858	1667	2036	3175	3971
Winsted	1882—93	68	155	881	1744	2609	2464	2910	3566	4789
Woodbury	1904—81	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Otherst	—	—	—	—	—	—	—	—	—	37
SNET 社の電話 機合計		5489	15007	81320	176424	328004	303952	383338	494408	690561
<私設電話>		—	—	—	361	706	864	930	925	1010
<サービス電話>										
B. & C. Tel. Asso. Inc.	1902—12	—	—	32	—	—	—	—	—	—
Harold Marsh	1910—13	—	—	13	—	—	—	—	—	—
N. Y. N. H. & H. R. R.	1899—162	—	249	241	—	—	—	—	—	—
Wauregan Hotel	1910—67	—	—	67	96	—	—	—	—	—
Greenwich (N. Y. Tel. Co.)	—	—	268	1685	3555	7148	7067	9065	9212	12334
<接続会社>										
East Haven Tel. Co.	1904—88	—	—	174	271	—	—	—	—	—
Farmington Val. Tel. Co.	1910—226	—	—	226	304	466	458	—	—	—
E. M. & W. Ferguson (Fishers Is.)	1897—16	—	22	63	43	205	303	345	325	415
Huntington Tel. Co.	1903—30	—	—	65	86	104	97	111	160	—
Lebanon Tel. Assoc.	1903—27	—	—	36	—	—	—	—	—	—
Orange Tel. Assoc.	1903—38	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Sharon Tel. Co.	1910—211	—	—	211	280	450	406	464	—	—
Woodbury Tel. Co.	1910—435	—	—	435	587	781	860	1221	1550	2060
総 計		5489	15278	82883	178452	330716	306940	386409	506580	706380

(出所) J. L. Walsh, *op. cit.*, pp.408—411 (付録E).

AT&Tによる地方電話運営会社の支配過程

- (1) J. Leigh Walsh, *Connecticut Pioneers in Telephony, The Origin and Growth of the Telephone Industry in Connecticut*, Telephone Pioneers of America, 1950, pp. 16—35, 46—80.
- (2) *Ibid.*, pp. 99—120.
- (3) *Ibid.*, pp. 121—149.
- (4) *Ibid.*, pp. 154, 164—165, 170—171.
- (5) John Brooks, *Telephone, The First Hundred Years*, Harper & Row, 1975, 北原安雄監訳『ホンナン——アメリカ電信電話会社との百年』株式会社企画センター、昭和五二年、一五〇—一五一頁。
- (6) F. C. C. report, *op. cit.*, pp. 200—221.
- (7) J. L. Walsh, *op. cit.*, pp. 208—209, 224—226, 233—236.
- (8) *Ibid.*, pp. 242—243.
- (9) *Ibid.*, pp. 260—261. J. Brooks, 前掲訳書、二二五—二二九頁。
- (10) *Ibid.*, pp. 279—283, 284—285. J. Brooks. 前掲訳書、二七三—二七五頁。
- (11) *Ibid.*, pp. 303—324.

五 結 語

以上、我々がこれまで述べてきたことから、次のような諸点を要約することができるであろう。

①ベル系地方電話会社が自立的組織であるというのは、理論上ないし法律上の意味においてだけであって、実際には、これらの会社は、AT&Tによって完全に直接的に支配された「厳密に統合された企業システム」(a closely

integrated corporate system)の一部門として機能していた。すなわち、このA T Tの支配力の源泉は、(1)地方電話運営会社の殆どを株式所有していた、(2)ベル系電話会社のすべてとライセンス契約を結んでいた、(3)A T T経営者が、地方電話会社のトップ人事、資金調達など、重要事項のあらゆる決定権を握っていたこと等によるものである。⁽¹⁾

②A T Tが地方電話会社の支配権を獲得し、広汎な水平的統合を達成しえたのは、一八八一年の長期ライセンス契約と、一八八五年の長距離電話会社A T T設立にまでさかのぼることができる。すなわち、前者によって、A T Tの地方電話会社に対する資本的関係が強化される出発点となり、また後者によって、その電話業務上の関係が緊密なものとなる契機となったのである。

③アメリカン・ベル社時代とA T Tの収益構成の変化を示した図表ⅠとⅡの対比によって、我々は、A T T関係者たちが、特許による独占時代には高いレンタル・ライセンス料あるいはライセンス料を地方電話会社に強要していたが、特許権が満了になると、彼らは、レンタル・ライセンス料の低下を特許制度にもとづく配当収益の増大によって補うという政策に転換していったことを理解することができる。このようにしてA T Tは、レンタル・ライセンス料と配当収益をうまく使いわけることによって、地方電話会社に対する二つの基本的な目的、すなわち「支配」と「利益」とを確保しつづけたのである。⁽²⁾

④A T Tは、地方電話運営会社の少数株主から株式を買収するにあたって、具体的には次のような手段を講じていた。⁽³⁾

(1)電話運営会社同志の合併

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

A T Tによる地方電話運営会社の支配過程

被合併会社の資産は合併会社に現金で売却され、その現金が持分に応じて各株主に配分され、こうして被合併会社の株式は消滅した。A T Tは、その持分（現金）を合併会社の新株に投資する。

(2) 内密裏における現金による購入

A T Tによる買取であるということの内密にして、関連の証券会社に現金で買取させる。

(3) A T T株との交換

関連の証券会社を通じて、A T T株と少数株主所有の電話運営会社株とを交換する。

(4) A T Tの社債との交換

(5) 少数株主による新株引受の阻止

それには、次のような方法によって、少数株主が新株を引受けられないような事態に追込んだ。

(a) 電話運営会社が配当を中止するようにしむける。

(b) 電話運営会社が、社債利子支払後の利益をすべて減価償却引当金にあてるようにしむける。

(c) 少数株主の投資意欲を減退させ、また株式の市場価格を下落させるような宣伝をする。

以上のような手段によって、A T Tの地方電話運営会社に対する株式持分はほぼ一〇〇％近くに増加していったが、ベル系電話会社のすべてが、過半数株式所有によって完全に支配されていたわけではない。本稿で事例として取上げたサザン・ニューイングランド電話会社の場合のように、長い試練を経て着実な発展を遂げ、現在もなお少数株主支配を堅持し（一九八〇年末におけるA T Tの持株比率は一九・九％）、シンシナチ・ベル電話会社とともに、A T Tの非連結子会社として独自の経営を続けていた会社もあったのである。

⑤ 既述のごとく、一九八二年八月の同意審決により、A T Tは一九八四年一月からベル・システム電話運営会社の株式を手放すことになった。しかし、ベル系電話会社は、A T Tとの間に株式面での関係がなくなつたとしても、長距離回線網との接続、機器の開発・製造・供給等の面で、A T Tから優先的に支援サービスを受けることになつてゐるため、地方電話会社に対するA T Tの実質的なコントロールは今後とも継続するものと考えられる。また同意審決を受けて、各地方電話運営会社は、従来の営業地域と顧客を継承するとともに、主に市内交換、市内網アクセス・サービスを行うほか、番号案内・宅内機器の製造・データ処理等の高度サービス、イエロ―・ページ・サービス(電話帳広告業務)の提供等を行うことが認められ、今日ではかなりの業績をあげてゐるのである。

(1) Report of the Committee on Labor and Public Welfare United States Senate, *Labor-Management Relations in the Bell Telephone System*, Government Printing, 1951, pp. 3—4.

(2) J. Warren Stehman, *The Financial History of the American Telephone and Telegraph Company*, Houghton Mifflin co., 1925, pp. 27—28.

(3) 『欧米諸国における最近の電気通信の動向』電気通信総合研究所、昭和四九年、二〇三—二〇四頁。